

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		違反建築物の除却命令等
根拠条例・規則名		土地区画整理法
条 項		第 7 6 条 第 4 項
所 管 部 課		都市局まちづくり推進部市街地整備課（電話：048-829-1464）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	（未設定） 個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な処分基準を定めることが困難なため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		